

総合特区制度での柏市における規制の特例措置について

経緯

- 総合特区制度とは、地域の責任ある戦略、民間の智恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かし、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化して実施する制度（平成23年度から実施）。
- 平成23年8月頃に柏市が、総合特区制度の特例を受けるため「柏の葉キャンパス特区」を提案し、有識者会議の評価等を経て、平成23年12月に特区として指定がなされた。
- 指定がなされた後、柏市が特区の提案の中で要望していた「訪問リハビリテーション事業所について、病院、診療所又は介護老人保健施設でなくとも診療所等の医療機関との連携を以て事業実施を可能とする」という項目等について、厚生労働省と柏市で協議を行ってきた。今般協議が調ったため、特例措置を認めることとなった。

規制の特例措置の内容

- 訪問リハビリテーションに関する特例
サービスの質や安全性を確保するために、一定の要件（※）を満たした場合に、指定訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の開設許可を緩和する。
- 居宅療養管理指導に関する特例
サービスの質や安全性を確保するために、一定の要件（※）を満たした場合に、歯科医療機関から離れた場所から歯科衛生士等が居宅療養管理指導を行うことを認める。

※「一定の要件」については、サービスの質や安全性を担保するため、厚生労働省が定める事務連絡等を踏まえ、柏市が定める。その要件を満たすと柏市が判断した場合にのみ、特例措置の適用を受けることができる仕組みとなっている。
※なお、この規制の特例措置は、千葉県柏市のみで実施される予定。他の地域がこの特例の適用を受けるには、総合特区の地域の指定を受け、その特区が設定する政策課題と合致していることが確認され、厚生労働省の同意を得、内閣総理大臣の認定を受ける必要がある。

今後のスケジュール

平成25年度 柏市において事業開始（予定）
※平成25年3月4日 特例省令公布、特例通知発出